農地の売買、贈与、貸借等の許可（農地法第３条）

農地を買いたい（売りたい）方、農地を借りたい（貸したい）方、農業をやってみたい方

まずは、農業委員会へご相談ください！

農地の売買、贈与、貸借などには農地法第３条に基づく農業委員会の許可が必要です。

この許可を受けないでした行為は、無効となりますのでご注意ください。

なお、農地の売買、貸借については農業経営基盤強化促進法に基づく方法もあります。

詳しくは農業委員会にお問い合わせください。

○ 農地法第３条の主な許可基準

 　農地法第３条に基づく許可を受けるためには、次のすべてを満たす必要があります。

・今回の申請農地を含め、所有している農地または借りている農地のすべてを効率的に

耕作すること（すべて効率利用要件）

・法人の場合は、農業生産法人の要件を満たすこと（農業生産法人要件）

・申請者又は世帯員等が農作業に常時従事すること（農作業常時従事要件）

・今回の申請農地の周辺の農地利用に影響を与えないこと（地域との調和要件）

※農業生産法人とは、農業を事業の中心とすること、農業者が中心となって組織されることなど

の農地法第２条第３項の要件を満たす法人をいいます。

○ 農地法第３条許可事務の流れ

 ・ 農業委員会では、皆様からのご相談に対し、そのご要望に応じて必要な手続きなどをご説明いたします。

 ・ 燕市農業委員会では、申請書の受付から許可書の交付までの事務の標準処理期間を２５日と定め、迅速な許可事務に努めております。

 なお、ご相談から許可申請・許可書交付までの流れは次ページのとおりです。

〇申請者の方の流れ

|  |
| --- |
| 申請についての相談 |
|  |  |
| 申請書の記入 |
| 必要書類の入手 |
|  |  |
| 申請書提出前の再確認 |
|  |  |
| 申請書の提出／受付 |
|  |  |
| 事 前 協 議 会事前審査委員会 |
| 農業委員会総会（毎月月末頃開催） |
|  |  |
| 許可書の交付 |

※ 農業委員会事務局までお越しいただくか、お電話をお願いいたします。（直通　0256-77-8251）

※ 申請内容に応じて申請書をご記入いただきます。

※ 別添の必要書類一覧表をご参照ください。

 なお、申請内容に応じて必要書類が異なります。

※ 記入漏れや必要書類の不足があると、追加提出等により許可までに時間がかかったり、不許可になったりする場合があります。

申請前にもう一度、記入例や必要書類チェックリストで

ご確認ください。

 ※ 毎月１０日が締切日です。
　　　（１０日が閉庁日の場合は、その前の開庁日となりますので
　　　ご注意ください。）

※ 申請書の記載内容に漏れがないか、農地法第３条の許可基準に適合するか等を審査し、必要に応じて申請者の方に確認いたします。

※ 農業委員会総会で許可・不許可についての農業委員会の意思決定を行います。

※ 連絡しますので、認印をお持ちになり農業委員会事務局まで受領にお越しください。